

神戸市立工業高等専門学校における公的研究費不正防止計画

2023年4月1日

規則第138号

神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という）において、公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理及び監査を行うため、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日付文部科学省科学技術・学術政策局長通知）の趣旨を踏まえて、神戸市立工業高等専門学校における公的研究費の管理・監査の指針（以下「公的研究費の管理・監査の指針」という。）に基づき、本校における公的研究費不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定する。

1 不正防止対策の基本方針

- (1) 本校教員の研究は、その内容において適正であるばかりでなく、その研究費の執行に関しても適正なものであることを要請する。
- (2) 公的研究費は個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が税金である以上、管理は本校の責任において行う。
- (3) 公的研究費の管理を委ねられた責任者は、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境及び体制の構築を図る。

2 公的研究費の範囲

ここで対象となる公的研究費は、文部科学省をはじめとする、国の関係府省又は関係府省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の資金をいう。

3 公的研究費の不正防止に向けた管理責任体制の整備

公的研究費の管理・監査の指針に基づき、公的研究費の不正防止に向けた管理責任体制を整備するとともに、不正防止計画の策定及び推進により、公的研究費の不正防止に努める。

4 不正防止に向けた具体的取組みの実施

(1) 物品購入に係るルールの特明確化及び統一化

ア 本校に納入されるすべての物品の検収は、基本的に経理事務担当者及び予め指定した教職員（以下「経理事務担当者等」という）が実施する。

(イ) 研究者発注で、納入業者が宅配便、休日夜間、緊急時などで直接研究者へ納品する場合には、納品後速やかに経理事務担当者等が検収を行うとともに、納品日と検収日が異なる理由を明記する。

(ロ) 特殊な役務（データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの開発及び作成、機器の保守及び点検等）に関する検収について、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行う。また、有形の成果物がない場合には、経理事務担当者等が立ち会い等により現場確認をする。

イ 物品検収の事務の流れについては、教職員及び納入業者に対して周知徹底する。

(2) 経費執行に係るルールの特明確化及び統一化

ア 経費執行に係るルールについては、神戸市公立大学法人会計規則その他法人の財

務関係例規の定める取扱いに従う。

イ 立替払いについては、緊急に購入が必要であった場合等、やむを得ない事情がある場合のみ可能とする。立替払いをした研究者は購入した物品、領収書及び立替払理由書を経理事務担当者等まで持参し、経理事務担当者等は物品と領収書を入念に照合する。

ウ 経費執行に係るルールについては、教職員に対して周知徹底する。

(3) 出張の事実確認

ア 出張者（教職員以外の者を含む）が復命書を作成するに当たり、用務内容によって次の手続きを行うこととする。

(ア) 研究打合せ等の用務である場合は、復命書に打合せ等の相手方の所属、氏名及び連絡先を記載する。

(イ) 学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。

イ 経理事務担当者は、上記(ア)及び(イ)に基づき、無作為抽出による出張の事実確認を不定期に実施する。

(4) 非常勤雇用者の管理と事実確認

ア 非常勤雇用者本人が、業務終了後、勤務実績報告書及び報酬領収書を事務室に提出することとし、業務内容等について非常勤雇用者本人から直接、事実確認をする。

イ 経理事務担当者は、無作為抽出による勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

(5) 予算の執行状況の監視等

事務室は、定期的に予算の執行状況を把握し、適正かつ円滑な予算執行を行う。特に、毎年度 12 月末日現在で、年度当初の予算額に対し 50%以上の残額が生じている研究費については、研究者に注意を促すとともに、必要に応じて執行の遅れの理由について確認する。

(6) 事務処理手続き及び公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口

本校における事務処理手続き及び公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口を事務室総務課に設置する。

(7) モニタリングの実施

公的研究費に係る事務の適正な執行を図るため、校長の直轄的な組織として、教務主事（研究担当）と、校長が指名する教職員からなるモニタリングチームを設置し、定期的又は不定期にモニタリングを実施する。

5 告発、調査、認定、及び不服申立て等の取扱い

告発、調査、認定、及び不服申立て等に関しては、神戸市立工業高等専門学校における研究活動上の不正行為防止に関する規則（2023 年 4 月規則第 141 号）第 9 条から第 30 条の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「研究活動上の不正行為」とあるのは「公的研究費の不正使用」と、「不正行為」とあるのは「不正使用」と、「資金配分機関」とあるのは「配分機関」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

該当箇所	読み替え前	読み替え後
第13条第1項	当該指示を受けた日から概ね30日以内	当該告発等の受付から14日以内
第14条第1項	速やかに決定する。	当該告発等の受付から30日以内に速やかに決定し、当該告発等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、同期限までに当該他機関に本調査の要否を報告する。
第16条第1項	調査委員	前条第1項の委員
第17条第1項	当該研究に係る論文、実験、観察ノート、生データその他の資料	公的研究費の不正使用に係る資料
第17条第3項	当該研究が適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたもの	公的研究費が適切に使用されたもの
第18条第1項第2号	不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割	不正使用の相当額
第24条第2項前段	公表までに調査事案が外部に洩出していたとき及び論文等に故意によるものでない誤りがあったときは、	公表までに調査事案が外部に洩出していたときは、
第24条第2項後段	不正行為は行われていないこと（論文等に故意等によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）	不正使用は行われていないこと
第30条	第13条第1項、第18条	第13条第1項、第14条、第18条

6 配分機関への報告及び調査への協力等

- (1) 統括管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。
- (2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

- (3) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。
 - (4) 前各号のほか、配分機関の求めに応じ、調査の修了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。
- 7 不正な取引に関与した取引業者への対応
- 不正な取引に関与した業者への処分については、「神戸市指名停止基準要綱」（平成6年6月15日市長決定）別表第1及び別表第2の規定を準用する。
- 8 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員（以下「構成員」という）の意識向上
- (1) 構成員に対する説明会等の開催
- 定期的に説明会や研修会等を開催し、コンプライアンス教育を実践することにより、構成員の意識向上を図る。
- (2) 誓約書等の提出
- 構成員は、不正を行わないこと等の誓約書等を提出する。
- 9 不正防止計画の絶えざる点検と見直し
- 不正防止計画については、本校や他校等における不正事例の検証結果や、文部科学省等からの情報提供、他校等における対応等を勘案しつつ、絶えざる点検と見直しを行うものとする。
- 附 則
- この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規則は、2024年4月1日から施行する。

理 由

公的研究費の不正使用に関する告発等に係る予備調査の開始時期を早めること等のほか、文言修正を行う必要があるため。